

大分大学経済学部規程

平成21年12月9日制定
平成21年経済学部規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学経済学部（以下「本学部」という。）の教育課程その他必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 本学部は、経済学、経営学を中心にながら社会科学の諸分野を広く、かつ基礎から応用・実践に至るまで体系的に学修することを通じて、サステナブルな経済社会の動向を的確に把握し、社会の中核を支える人材を養成することを目的とする。

(学科)

第3条 本学部に、総合経済学科を置く。

(メジャー)

第4条 総合経済学科に、次の各号に掲げるメジャーを置く。

- (1) 経済メジャー
- (2) 経営メジャー
- (3) 地域研究メジャー

(メジャーアソシエイト)

第5条 前条各号に規定するメジャーにメジャーアソシエイトを置く。

2 メジャーアソシエイトの構成員は、学部長及び当該メジャーの教員とする。

(コース)

第6条 総合経済学科に、次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) 経済分析・政策コース
- (2) I B P コース
- (3) 会計コース
- (4) 社会イノベーションコース
- (5) 生活・仕事創造コース
- (6) 地域経営・法コース

(教育課程の編成)

第7条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、その科目区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要があるときは、教授会の議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(履修方法及び手続)

第8条 学生は、本学部の定めるところにより、授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目の履修方法及びその手続に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第9条 各学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める。

(他学部学生の授業科目の履修)

第10条 他学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障のない限り、許可するものとする。

(単位の計算方法)

- 第11条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文・研究等の授業科目の単位数については、別に定める。

(成績評価基準等)

- 第12条 学修の成績評価については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。
- 2 授業科目の成績評価に当たっては、学生に対して講義概要等でその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
 - 3 前項の成績評価に關し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。
 - 4 試験等、単位の認定及び成績評価への疑義申し立てに關し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位)

- 第13条 本学部に所定の修業年限以上在学し、かつ、第7条に定める教育課程を履修し、本学部が定めるところの単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(他の学部の授業科目の履修)

- 第14条 本学部の学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の定めるところにより、他の学部における授業科目の履修を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第15条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第24条の規定に基づき、他の大学における授業科目の履修等を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第16条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定に基づき、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第17条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った学則第26条第1項の規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(編入学)

- 第18条 本学部に編入学を志願する者の選考の方法等について必要な事項は、別に定める。
- 2 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の認定は、本学部の定めるところによる。

(再入学)

- 第19条 退学した者(学則第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。
- 2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(転学部)

第20条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、本学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 前項の規定により転学部を許可された者の既修得単位の認定及び修学年限については、別に定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則（平成24年経済学部規程第2号）

この規程は、平成24年6月13日から施行する。

附 則（平成28年経済学部規程第1号）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に在学している学生の成績評価については、改正後の大分大学経済学部規程第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年経済学部規程第1号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に在学している学生の履修科目の登録の上限については、改正後の大分大学経済学部規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年経済学部規程第2号）

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則（令和3年経済学部規程第4号）

この規程は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第1号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学経済学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。